

寄居町地域防災計画

概要版

令和6年3月

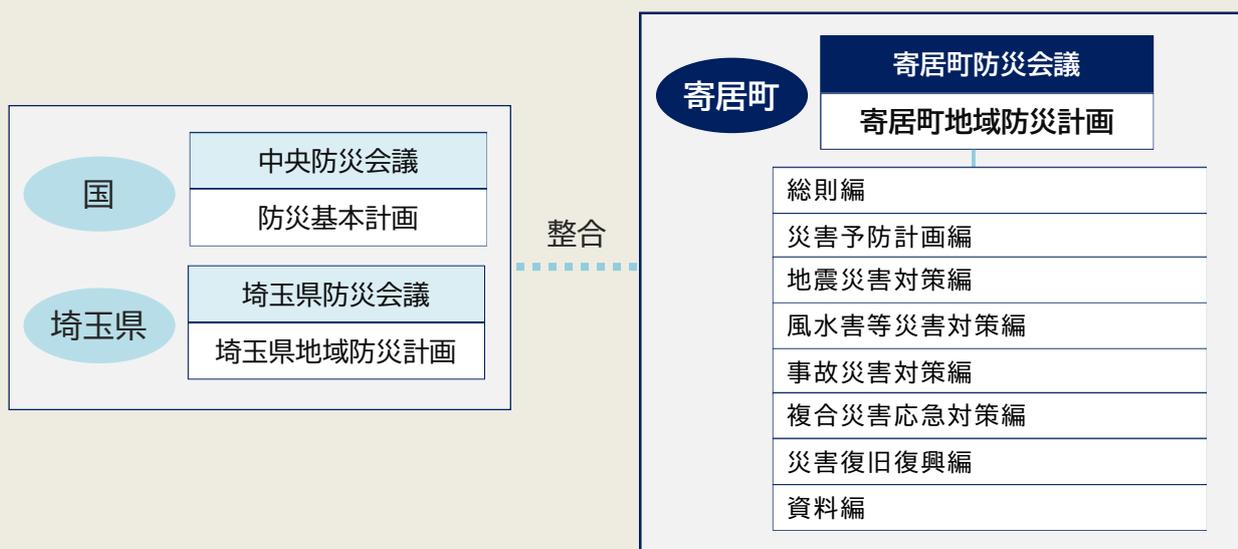
寄居町

地域防災計画とは

□ 地域防災計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び寄居町防災会議条例第2条の規定に基づき、寄居町防災会議が作成する計画で、寄居町や防災関係機関が災害予防、応急対策及び復旧・復興に至る一連の防災活動を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものです。

□ 計画の位置づけと構成



□ 改定の趣旨

平成28年2月改定の現行計画について、災害対策基本法をはじめとする国や県の関係法令等の見直し、令和5年3月に修正した埼玉県地域防災計画、さらには、平成28年の熊本地震、令和元年東日本台風、全国各地で甚大な被害をもたらした台風や豪雨等の自然災害により明らかになった課題について整理し、円滑かつ確かな災害対応を実行できるように体制や対策を見直しました。また、埼玉県地震被害想定調査や洪水浸水想定区域図等に係る調査結果など、経年に伴う変化を踏まえて、実情に沿った現実的かつわかり易く実効性の高い計画に改定しています。

改定の主なポイント

- ① 各種関連法令の改正や国・県計画の見直しをふまえた修正**
災害対策基本法や水防法など各種関係法令の改正や、国の「防災基本計画」、「埼玉県地域防災計画」の見直しをふまえ、これらと整合を図りました。
- ② 風水害被害想定の更新**
注意報・警報等の基準値、水害被害想定及び土砂災害危険箇所等の更新を反映しました。
- ③ 町の災害対応の実態に即した実効性のある改定**
配備体制、本部組織、担当業務を現在の体制に合わせて見直し、検索し易い工夫を施しました。

□ 想定される災害

地震災害

埼玉県地震被害想定調査(平成26年3月)で想定された地震のうち、本町に最も大きな被害を及ぼすとされる「関東平野北西縁断層帯地震マグニチュード8.1」(深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定)が発生した場合、町内で最大震度7となる可能性があります。



風水害等

町内には土砂災害のおそれのある区域を指定している土砂災害警戒区域等があります。令和元年東日本台風では記録的な大雨となり、町内でも浸水や土砂崩れ、倒木等の被害がありました。

また、県内では竜巻等突風が度々発生しており、町内でも令和4・5年に突風による被害がありました。

今後も台風、豪雨、竜巻等突風による災害への注意が必要です。



事故災害

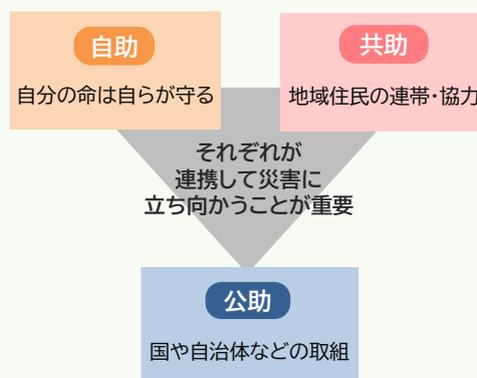
林野火災、放射線物質・原子力発電所事故災害、農林水産災害、道路災害、鉄道事故災害、航空機事故災害など、事故災害により町内に被害が発生するおそれがあります。

災害に立ち向かうためには、自助・共助・公助の取組が重要です！

東日本大震災では、自治体はもちろん地域が壊滅的な被害を受け、応急活動すらも取れない事態となり、公助による応急活動の限界が露呈しました。

こうした災害からの被害を抑えるためには、行政が行う公助はもとより、「自らの身は自分で守る」という**自助**、「地域住民が連帯し協力する」という**共助**が極めて重要になってきます。

安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現のため、行政や住民、事業者、町内会、自主防災組織等が共に信頼関係を築きながら連携・協力するとともに、住民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進していくことが大切です。



日頃からの備え(災害予防計画)

災害による被害を最小限にとどめるためには、日頃から対策を進めておくことが重要です。災害に強いまちづくりの推進に向けて、行政の事前対策(ハード・ソフト対策)だけでなく、地域の防災力の向上など、町民とともに災害対策に取り組みます。

□ 災害に強い都市づくり

自然災害による被害を最小限にするため、耐震・不燃化の促進を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備などにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進します。

計画的なまちづくりの推進

- ・ 地震の発生による建築物の倒壊、延焼による火災拡大を最小限に防止し、災害に強い都市づくりを行います。

都市施設の安全対策

- ・ 防災上重要となる公共建築物、道路・交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の町民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものです。
- ・ 町及び関係機関は、事前の予防措置として、施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講じます。



防災拠点の整備

- ・ 災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要な機能が集約されていることが重要であるため、防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図ります。
- ・ 災害時に避難を要する住民の迅速かつ安全な避難を可能とするために、平常時から避難に必要な体制の整備を図ります。

安全避難の確保

- ・ 危険地域の住民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止するほか、倒壊・焼失等により住居を失った被災者を一時収容、保護するため、住民の安全な避難活動の実施に向けて適切な計画を樹立します。



土砂災害予防計画

- ・ 住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど、災害を予防するための対策について定めます。

□ 災害に備えた体制整備

想定されるさまざまな災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、これまでの災害の教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急対応力の強化を図り、災害に強い防災体制を構築します。

災害活動体制の整備

- ・ 初動体制を始めとした緊急対応体制の強化及び広域応援協力体制の強化による災害活動体制の整備を図ります。

広域応援協力体制の充実

- ・ 本町及びその周辺に大規模災害が発生した場合、円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。
- ・ 災害時の相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進します。

情報収集・伝達体制の整備

- ・ 近年の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信施設をはじめとした情報収集・伝達体制を整備します。

非常用物資の備蓄

- ・ 本町は、災害時の町民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めていますが、今後は、より一層備蓄・調達・輸送体制の整備を推進し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めます。
- ・ 平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めます。
- ・ 食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、要配慮者に配慮した品目の補充にも積極的に努めます。



要配慮者対策

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を推進します。
- ・ 在宅要配慮者に対する安全対策として、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成及び活用、指定避難所運営体制の整備等を行います。
- ・ 社会福祉施設等の災害対策計画及び避難確保計画の作成等を指導します。

□ 行政と町民の協力による防災対策

町民や事業所等が、「自分の命は自らが守る」を基本として、日ごろの備えを行うことが災害時の的確な対応につながり、被害の軽減に寄与することから、本町は、自主防災組織の育成強化、町民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、町民・事業所の連携による防災体制の構築を推進します。

防災意識の向上

- ・ 町民に対し、生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、町民の災害対応力を高めるとともに、町民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組むための環境の整備を行います。

ポイント

■家庭内の三つの取組の普及

- ① 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- ② 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル(171)等の手段を確保する。
- ③ 家庭内で備蓄を行う(最低3日間(推奨1週間)分を目標とする)。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄(推奨1週間分)を行う。

自主防災組織等の育成・強化

- ・ 被害の防止又は軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、町民自ら出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を行う自主防災組織の充実、強化が必要です。
- ・ 事業所は自主的な防災組織(自衛消防組織等)を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めなくてはなりません。
- ・ 研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促します。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性参画の促進に努めます。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努めます。



防災訓練の充実

- ・ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ります。
- ・ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。



災害発生時の対応(災害応急対策)

大規模地震による被害は広範囲にわたることが想定されているため、発災後、本町は多岐にわたる災害応急対策活動を迅速かつ同時並行的に実施することが求められます。また、大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊、浸水や火災及び崖崩れの発生、道路・交通網の寸断等の二次災害の多発を伴うことが考えられます。

□ 警戒期

風水害等の発生のおそれのある時期を「警戒期」と位置づけ、風水害時における初動体制の確立及び緊急対応を図ります。

警戒情報の収集・伝達

- ・ 風水害時には、各関係機関と緊密な連携を図り情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握します。

水防活動

- ・ 気象状況等から町の区域内に河川の氾濫や洪水、その他の水害の発生が予想される場合に、各水防機関と協力し、水防上の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための水防活動を実施します。



土砂災害警戒活動

- ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努め、住民等に対し早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示、伝達を行います。

避難対策

- ・ 町民の生命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、町民に対して避難指示等を行います。

ポイント

令和3年の災害対策基本法改正により、避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されました。また、平成31年3月より、住民が災害発生危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようになるため、風水害時における避難情報等を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えることとなりました。

警戒レベル	改正前	改正後
5	災害発生情報	緊急安全確保
4	避難指示(緊急) 避難勧告	避難指示
3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難

□ 初動期

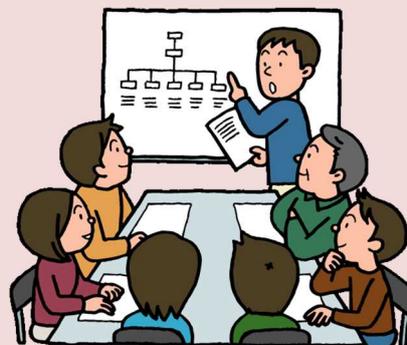
概ね発災後3日間(72時間)程度を、人命救助及び被害の発生を最小限にとどめることを最優先とする「初動期」と位置づけ、震災時には初動体制の確立及び緊急対応を、風水害時は警戒期から継続した応急対応を行います。

災害対策本部等の設置

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部等を設置し、災害応急対策を行います。

情報の収集・伝達

- ・ 災害が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達、災害情報を町民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、町民の相談を受け付ける窓口の設置、報道機関への情報提供等を行います。



広域応援要請

- ・ 今ある人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急・復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を要請します。

自衛隊の災害派遣

- ・ 災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行います。

自主防災組織の活動体制

- ・ 自主防災組織は、本町及び防災関係機関と緊密な連携を図り、避難誘導、救出・救護等の応急活動を実施します。
- ・ 自主防災組織は、防災コミュニティの核となり、地域における防災活動で大きな役割を担うため、自らの災害対策本部を設置し、町災害対策本部と連携を図り、地域の安全確保、的確な応急活動に努めます。

消防活動

- ・ 町民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開します。

避難対策

- ・ 町民の生命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、町民に対して避難指示等を行います。
- ・ 避難が必要な場合は、住民を安全かつ迅速に指定避難所まで誘導します。

要配慮者の安全確保

- ・ 要配慮者が一人で災害に対処することは、多くの困難が伴うため、本町、関係防災機関、地域住民等による避難支援及び安全確保対策を行います。

医療救護

- ・ 傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するために、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立します。
- ・ 指定避難所等に応急救護所を開設し、関係機関により編成された「医療救護班」が応急医療活動を実施します。
- ・ 病院等を後方収容施設としてあらかじめ指定し、体制の整備を行うとともに、応急救護所からの搬送ルートの整備を行い、応急救護所間あるいは応急救護所と病院との密接な情報交換を行います。



応急給水

- ・ 災害に伴い飲料水の供給が途絶えたり、汚染等により町民が飲料に適する水を得ることができない場合は、最小限度必要な飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施します。



緊急輸送

- ・ 災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測されるなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明者の捜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など町民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施します。

ライフライン・都市施設

- ・ 道路、交通、ライフライン等の都市施設が被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与えるため、各防災機関が相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施します。

二次災害の防止

- ・ 建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施します。

□ 応急復旧期

避難生活継続への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期(概ね3日後以降)を「応急復旧期」とし、応急復旧活動を実施します。

指定避難所運営

- ・ 指定避難所の運営は、町職員が中心となり、ボランティアや避難者自身の協力を得ながら実施します。
- ・ 女性と男性の双方のニーズに配慮した指定避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮します。また、特定の活動(例えば食事づくりや片付け等)が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮します。
- ・ 専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めます。
- ・ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援します。

食料・生活必需品の供給

- ・ 災害によって、日常の食事に支障を生じた方及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保します。
- ・ 災害によって、生活上必要な被服寝具その他日常用品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対し給与又は貸与します。
- ・ 食料・生活必需品の給与にあたっては、高齢者・乳幼児・女性等の要配慮者に配慮します。
- ・ 民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用し、救援物資を迅速かつ円滑に供給します。



住宅の確保

- ・ 災害により住宅が滅失又は損傷を受け、自らの資力で住宅を確保できない方に対し、応急仮設住宅等の設置などにより住宅を給与するとともに、被災住宅の応急修理を実施します。

廃棄物対策

- ・ 災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物、ごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境保全を図ります。

文教・保育対策

- ・ 災害のため、平常の教育や保育が困難となった場合、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育及び応急保育の実施を図ります。

ボランティア団体等の協力

- ・ 災害対策ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努めます。

災害からの復旧復興

災害応急対策後における被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置、公共施設等の復旧計画を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進します。

また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進します。併せて、子ども・障害者等あらゆる町民が住みやすい共生社会の実現を目指します。

□ 民生安定のための措置

大規模な災害により、多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があります。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となります。

そのため、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係機関と協力して民生安定のための緊急措置を講じます。

り災証明書の発行

- ・ 住家が被害を受けた町民が町税の減免や災害弔慰金等の給付や貸付を受けるため、家屋の全壊・半壊・流失等の証明を行います。

被災者の生活再建

- ・ 災害により被害を受けた町民が、速やかに再起し生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講じます。

□ 公共施設等の復旧・復興計画

発災後は速やかに町所管施設を復旧し、国・県の施策等との連携を図りながら、震災応急対策の段階から復興を見据えた支援策の立案などの環境整備を行います。

また、復旧・復興にあたっては国・県が支援する等適切な役割分担の下、町民の意向を尊重し、被災地における生活の再建及び経済の復興を図り、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進します。

□ 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じます。

寄居町地域防災計画 概要

令和6年3月

発行・編集 寄居町 自治防災課

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

電話: 048-581-2121(代表)